

No. 10

制 度 名	原子力防災活動資機材の維持管理等補助金	主管課名	原子力安全対策課 企画・防災 G												
		問合せ先	029-301-2922												
目的・趣旨	原子力防災活動資機材の維持管理等に係る費用の補助														
〔対象団体〕 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域(東海第二発電所から約 30km の範囲)を含む 14 市町村 〔対象事業〕 原子力防災活動資機材のうち、緊急時に防災業務に従事する者の安全を確保するための資機材(以下「資機材」という。)を適切に維持管理等するため、資機材の修繕及び処分等に係る費用を補助する。 〔補助要件等〕 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域(東海第二発電所から約 30km の範囲)を含む市町村であること。 〔対象経費〕 対象事業の実施に要する経費(ただし事務費、人件費は除く。) 〔補助限度額等〕 知事が別に定める額 (配備する資機材の種類及び数量に応じて決定する。) 〔経費負担割合〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>国</th><th>県</th><th>市町村</th><th>その他</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付対象市町村</td><td>10/10</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>						区 分	国	県	市町村	その他	交付対象市町村	10/10	—	—	—
区 分	国	県	市町村	その他											
交付対象市町村	10/10	—	—	—											
〔令和 7 年度当初予算額〕 2,800 千円		〔令和 7 年度補助対象団体〕 東海村他 13 団体													
〔備考〕															